

子ども手当から 児童手当への変更について



平成23年10月分から平成24年3月分までの子ども手当の支給に関する法律（「平成23年度における子ども手当の支給に関する特別措置法」）が終了し、平成24年4月から「児童手当法の一部を改正する法律」が施行されました。

今回の法施行では、3月末時点で、子ども手当（特別措置法）の認定を受けている方は、4月分からの「児童手当」の認定があったものとみなし（みなし認定）、改めて認定請求を行なっていただく必要はありません。

ただし、6月分からの支給につきましては、所得制限が導入されるため現況届の提出が必要になります。

平成24年4月から「児童手当」支給額

■一般受給者

①所得制限額未満の受給者

- 3歳未満…月額15,000円
- 3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）…月額10,000円
- 3歳以上小学校修了前（第3子以降）…月額15,000円
- 中学生…月額10,000円

②所得制限額以上の受給者

- 月額…5,000円（0歳～中学生）

■施設等受給者

- 3歳未満…月額15,000円
- 3歳以上小学校修了前（出生順位に関わらず一律）…月額10,000円
- 中学生…月額10,000円

※4月分・5月分については、所得制限がありませんので、支給額は①と同様となります。

※施設等受給者については所得制限はありません。

◇支給月 6月支給（2～5月分） 10月支給（6～9月分）
2月支給（10～1月分）

児童手当現況届について

平成24年4月から「児童手当法の一部を改正する法律」が施行され、平成24年6月分からの手当について所得制限が導入されます。そのため、すべての受給者（施設設置者等も含む）は現況届の提出が必要です。この現況届を提出しないと平成24年6月分からの児童手当が受給されませんので、お忘れなく手続きをお願いします。提出期間などについては下記のとおりです。

■提出期間／6月1日(金)～29日(金) ※該当者には、関係書類を送付しています。

■提出先・問い合わせ／役場住民課社会福祉係（役場1階②番窓口☎485-2111内線122）

私の健康法



●リレートーク●

健康しべちゃ21

▽第24回目
伊藤 智千枝さん

今回は磯分内にお住まいの伊藤智千枝さんをご紹介します。

伊藤さんはきれいな化粧を、姿勢もよく年齢よりも若々しい印象を受けます。さっそく健康の秘訣を伺いました。

「小さい頃は栄養が良くなかったこともあり、病気をしていたことも多く、次第に栄養が良くなり、体力がつくと病気もなくなりました。今は自分の身体をよくみて、少しでも変だと思ったら、早めに対処することで病院にかからないように気を付けています」と一つ目の秘訣を話してくれました。

もう一つの健康の秘訣は「楽をしていいことはない。無理のない程度に身体を動かしているのが、健康につながる」と、朝5時に起床し、ご主人と一緒に和牛の育成の仕事をしてお小遣いがもらえることも、生活に張り合いが出て元気でいられるそうです。

実は元々動物が苦手だった伊藤さん。結婚当初は勤め人だったご主人が酪農をしようとした時は困ったそうです。「今でも犬や猫は触れないけれど、牛はお世話をできるくらいになり、それが自分の健康につながるなんて人生ってわからないもの」と話してくれました。

他にもご主人と共通の趣味であるパークゴルフも健康法の一つです。パークゴルフ大会は必ずご主人と揃って出場し、優勝できなくてもパークゴルフをすることが楽しいとのことでした。

今後について伺うと、これからは家族と仲良く過ごし、いつまでも健康で自分で好きなものを作って食べたいとおっしゃっていました。

人の喜ぶことをするのが一番の趣味の伊藤さんには、これからもひ孫と遊んだり、お友達との会合を企画したりとアクティブに活躍していただきたいです。

平成23年度 ごみ処理実績

日頃から、ごみの減量と分別にご協力いただき、ありがとうございます。

平成23年度のごみ処理実績は燃やせるごみ、燃やせないごみともに減少し、資源ごみは微増、リサイクル率は1.7%上昇しました。燃やせるごみ、燃やせないごみの搬入量、リサイクル率は、標茶町ごみ処理基本計画での目標値（平成25年度）を達成していませんが、更なる資源ごみの分別、生ごみの水切りなどにより、目標達成に向け取り組んでいきましょう。

本町では、ごみの減量化、資源化を推進するため、引き続き生ごみ処理機本体購入費用の一部を助成する制度を実施していますので、ぜひ利用してください。

今後ともごみの減量と分別の推進に協力をお願いします。

■問い合わせ／役場住民課環境衛生係

(1階③番窓口 ☎485-2111内線125)

	燃やせるごみ (t)	燃やせないごみ (t)	資源ごみ (t)	リサイクル率 (%)	資源売払収入 (千円)
平成22年度	1,923	409	590	21.1	9,873
平成23年度	1,885	285	592	22.8	7,520
前年比	△38	△124	+2	+1.7	△2,353
目標 (平成25年度)	1,715	295	700	26.0	

*資源物売払収入の減少は、売払単価の低下によるものです。

(△は減)

図1 種類別ごみ搬入量

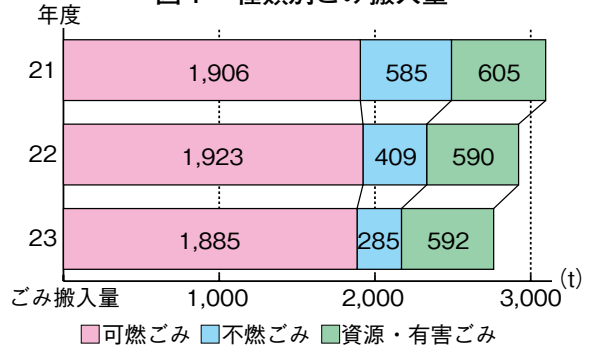
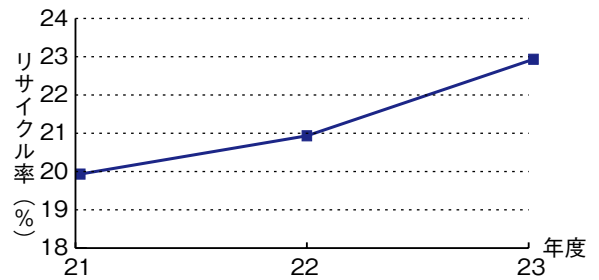


図2 本町のリサイクル率



生活豆知識

「便利なネット通販…」でも、こんなトラブルが!



インターネット通販は、パソコンの他に携帯電話などからも簡単に利用でき、大人だけでなく、中高生なども利用しています。しかし、さまざまトラブルが全国の消費生活センターに寄せられています。今月は、「インターネットによる

インターネット

ひとことアドバイス

・インターネット通販は、購入前に実物を見たり手にとったりできないため、イメージと違う、サイズが合わないなどのトラブルになることがあります。また、注文時の注意書きをよく読まずに注文し、「返品・交換ができなかった」お試しのつもりで注文したのに定期購入になった」といったトラブルもありました。

・通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。返品は各社で決められたルールに従った上で可能ですが、返品の表示がある場合は基本的に返品できないため注意が必要です。

・面倒でも契約の詳細な内容や返品のルールについてよく確認してから申し込むようにしましょう。

・事例のようなトラブルに遭ったり、困ったときは、左記相談窓口へ問い合わせください。

■相談窓口

・役場企画財政課商工労働係
(2階⑩番窓口 ☎485-2111内線251)
・釧路市消費生活センター (☎0154-24-3000)

事例2 携帯電話で健康食品の無料サンプルを注文したところ、数日後に届いた。その約2週間後、注文もしていないのに1カ月分の健康食品が届いて驚いた。後になって確認したら、サンプル到着後10日以内に申し出をしないと自動的に定期購入となってしまうことが分かった。(17歳女性)

事例1 代表的なトラブル事例についてお知らせします。

携帯電話のネットショップでコートとブーツを購入した。届いたものを身に着けてみると、通常より小さめに作られているようでサイズが合わなかった。クーリング・オフできない。(17歳女性)